

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 187 「ASBJにおける新リース基準の開発の動向について」

IFRS の新しいリース基準(IFRS 第 16 号「リース」)が、2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から原則適用されています。IFRS16 号によりオペレーティング・リースについても、使用権資産およびリース負債の認識が必要となります。

日本における IFRS 任意適用会社の 2019 年 12 月期第 1 四半期報告書においては、開示された使用権資産が約 1,700 億円にもものぼる会社もあり、影響の大きさがうかがい知れません。日本においても、企業会計基準委員会(ASBJ)が 2019 年 3 月 22 日に「すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準」の開発に着手することを決定しました。

ASBJ における現在までの審議の概要をご説明します。

### (1)借手の費用配分のあり方

IFRS 第 16 号では、借手のリースについて、ファイナンス・リースかオペレーティング・リースかの区別に関わらず、すべてのリースを金融取引として捉えて、使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る金利費用をそれぞれ認識する単一の会計処理モデルを採用しています。

一方、米国会計基準(Topic842)では、ファイナンス・リースについては減価償却費および金利費用を別個に認識し、オペレーティング・リースについては通常均等な単一のリース費用を認識する会計処理モデルを採用しています。これらを踏まえ、我が国の新リース基準では、リース費用(金利費用)の配分について、「前加重の費用認識」と「定額の費用認識」のどちらか一方を採用するか、一定の基準により使い分けかを検討することとされました(第 85 回リース専門委員会 2019 年 4 月 23 日開催)。

### (2)国際的な会計基準との整合性を図る程度

国際的な会計基準との整合性を図る程度については、IFRS の定めを基本的にすべて取り入れた上で、適用上の課題について別途対応を図る方法と、基本的なアプローチのみを合わせる方法の 2 つが検討されています(第 85 回リース専門委員会 2019 年 4 月 23 日開催)。

### (3) サービスに関してリースの対象とする取引の範囲

IFRS 第 16 号では、リースは、「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部」と定義されています。

一方、我が国のリース適用指針では、取り扱う範囲を典型的なリース取引に限定しています。よって、IFRS 第 16 号の定義を日本基準に導入した場合、リース取引として取り扱う範囲が増加することが指摘されています(第 411 回企業会計基準委員会 2019 年 6 月 27 日開催)。

### (4) 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策

日本の現行のリース会計基準によると、原則、再リース期間は解約不能のリース期間には含まれません。一方 IFRS 第 16 号では、解約不能期間に、リースを延長するオプションの対象期間およびリースを解約するオプションの対象期間を加えた期間がリース期間とされています。この点、審議では、日本におけるオフィスや店舗等の契約当初のリース期間測定に際して、解約オプションを行使しない可能性、延長オプションを行使する可能性を合理的に見積ることは困難では、との意見が聞かれました(第 85 回リース専門委員会 2019 年 4 月 23 日開催)。

### (5) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係

ASBJ では、原則、会計基準が連結財務諸表と単体財務諸表の両方に同様に適用されるものとして、開発を行ってきました。ただし、新リース基準が単体財務諸表においても適用される場合、税制を含めた様々な諸制度との関係性があり、これらを考慮して検討する必要があるとの意見が述べられています(第 85 回リース専門委員会 2019 年 4 月 23 日開催)。

上記 5 つに「重要性に関する定め」を加えた 6 つが審議のポイントです。

2019 年 9 月 11 日に ASBJ から公表された、「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」において、リース基準の開発の目標時期については、「特に定めていない」とされています。課題が山積しており、公開草案の公表までにはまだまだ時間がかかりそうです。